

令和8年度

高規格救急自動車仕様書

緊急消防援助隊設備整備費補助金事業

補助対象設備：災害対応特殊救急自動車

守口市門真市消防組合

《 1 》 総 則

- 1 本仕様書は、守口市門真市消防組合（以下「本消防組合」という。）が令和8年度に発注する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）の製作並びにこれに関する艤装一切に適用する。
- 2 救急車の製作は、本仕様書及び承認図によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものであること。
 - (1) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付自消甲教発第6号通知）
 - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 - (3) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 - (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同施行令
 - (5) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（令和7年4月1日消防消第126号）
 - (6) 薬機法（旧薬事法：昭和35年法律第145号）
 - (7) その他関係法令等
- 3 製作に先立ち、次の図書を速やかに提出し承認を得ること。
 - (1) 製作行程表 1部
 - (2) 承認図 各1部
 - ア 艤装図
 - イ 内部配線図
 - ウ その他受注者が必要と認めるもの
- 4 製作にあたっては、次の点に留意すること。
 - (1) 軽量、堅牢、美観を兼ね備えること。
 - (2) 取付構造が簡便であること。
 - (3) 製作、艤装全般に亘り厳重な検査を実施すること。
- 5 救急車完成後、近畿運輸局大阪運輸支局の新規登録を受けるものとし、必要書類は事前に提出し承認を得ること。
- 6 契約は、本仕様書を熟知し、不明な点があれば事前に質問したうえで締結すること。
- 7 製作中に諸種の理由により、仕様の変更を必要とする時、あるいは疑義が生じた時は、直ちに本消防組合に連絡し、指示に従うこと。
- 8 保証期間等は次のとおりとする。

- (1) 納入後1年間（メーカー保証がそれ以上である場合は当該期間を適用）
 - (2) 構造（部品、材料の不良を含む。）又は技術上の不備欠陥による不具合は保証期間後も受注者責任において速やかに対応すること。
 - (3) 重大な事象（エンジントラブル等）は受注者が即時対応すること。
- 9 設計、製作、材料部品等について、特許権等の知的財産権に関する問題が生じた場合は、受注者がその責任を負うこと。
- 10 本仕様書に記載がない事項は、本消防組合と協議の上で決定すること。
- 11 検査は本仕様書、承認図等により本消防組合担当職員立ち会いのもと行い、検査等は次のとおりとする。
- (1) 検査は、中間検査、完成検査及び納入検査とする。
 - (2) 検査は、製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。
 - (3) 完成日程は、事前に本消防組合に連絡し調整を図ること。
 - (4) 完成検査は、納入期限までに補修、調整ができるよう余裕をもつこと。
- 12 完成車納入時に車両1台につき次の書類、図面及び写真（画像データはCD-R等の記録媒体に保存したもの）を提出すること。
- (1) 完成図書
 - (2) 電気配線図
 - (3) 取扱説明書
 - (4) 整備・修理要領書（シャシ、エンジン関係等）
 - (5) 車両番号標を取り付けた救急車の写真（正面、後面、左側面、右側面、後面から撮影した患者室内部及び対空標識）
 - (6) 自動車検査証
 - (7) 自動車損害賠償責任保険証明書
 - (8) リサイクル券
 - (9) 新規検査等届出書の写し
 - (10) その他必要と思われるもの
- 13 納入数量は、1台とする。
- 14 納期は、令和9年2月19日までとする。
- 15 補則
- (1) 納入は、近畿運輸局大阪運輸支局の新規登録検査後、各部清掃の上で本消防組合へ納入するものとする。
 - (2) 納入にあたり、配置換を伴う車両について、本消防組合の指示に従い記載

事項変更等の手続を併せて行うものとする。

- (3) 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料を除く全ての経費は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、納入後各部の取扱要領等について専門係員（サービス担当者）を派遣し、本消防組合において指定する時期に実施すること。なお、係員の派遣に関する費用等は受注者が負担するものとする。

《 2 》 仕 様

1 車種諸元

救急車は、当該年度に製作された国産車であり、次の規格に適合し、メーカーが公表した標準取付品が装備されていること。

- (1) 年式 令和8年式
- (2) エンジン 燃料はガソリン仕様、総排気量は3,000cc以下
- (3) 駆動方式 常時四輪駆動
- (4) 変速機 オートマチックトランスミッション
- (5) 形状 高規格救急自動車
- (6) 乗車定員 7名以上
- (7) 車両寸法
 - ア 全長 5,700mm以下
 - イ 全幅 1,950mm以下
 - ウ 全高 2,550mm以下
 - エ ホイルベース 3,300mm以下
- (8) 安全装置 A B S装置
S R Sエアバック（運転席、助手席）を装備

2 車両装備品

- (1) 冷暖房装置（メーカー純正品） 各1式
フロントエアコンフィルター部に不織布素材のエアコンフィルターを取り付けること。併せて、予備を各10枚備えること。
- (2) マッドガード（前後） 各1式
- (3) シートベルト（全席） 各1式
- (4) 消火器（自動車用A B C粉末消火器4型） 各1式
- (5) 集中ドアロック（電磁式） 各1式
- (6) イージークローザー（バックドア・スライドドア） 各1式
- (7) アイドルアップ装置（内蔵可能） 各1式
- (8) サイドバイザー 各1式
- (9) キーレスエントリーシステム（スイッチ付き3本） 各1式
- (10) ウェーブキー（イモビライザー機能なし2本） 各1式
- (11) 助手席アウトサイドミラー（ピラー部又はミラー上部） 各1式
- (12) フロントアンダーミラー 各1式
- (13) 患者室内にホワイトボードを取り付けること。（別途指示） 各1式
- (14) A C外部入力マグネット式コンセントを車両後部又は車両側面に設けること。また、内部・外部入力を自動で切換できる機能を有すること。
- (15) フロントパネル付近にカーナビゲーション装置（S DまたはHDD）を設け、車両後面に後方の状況を投影できるバックアイカメラ又はパノラミック

クビューモニターを取り付け、車両後退時にカーナビゲーション装置のモニター等に映像を表示できること。

なお、当該カーナビゲーション装置にはワンセグ、フルセグ等のテレビ受信機能を搭載しないこと。

- (16) ヘッドライトはLED式とすること。
- (17) バッテリー充電器を取り付けること。
- (18) ETC（カーナビゲーション連動）は運転席及び助手席から容易に操作できる位置（ダッシュボード中央部又はフロントパネル中央部等）に取り付けること。（セットアップ含む。）
- (19) フロントドアにドアエッジモールを取り付けること。
- (20) ドライブレコーダーを次のとおり取り付けること。
 - ア 車両前部に取り付けること。
 - イ 200万画素以上を有すること。
 - ウ 自動及び手動にて録画できるものであること。
 - エ 駐車監視モードを備えること。
 - オ 記録できる時間は8時間以上とし、記録した映像はSDカード等（容量32GB以上）に記録でき、パソコン及びカーナビゲーション装置のモニター等で確認できること。なお、SDカードは予備を1枚備えること。
- (21) 走行中に車両後方の状況が確認できるよう、後方視認カメラを備えること。また、後方視認カメラの映像を常時、運転席ルームミラー等に映し出せること。

3 附属品

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 自動車標準工具 | 各1式 |
| (2) フロアマット（運転席、助手席） | 各2式 |
| (3) 停止表示板（ケース付き） | 各1式 |
| (4) スタッドレスタイヤ（ホイール付き） | 各4本 |
| (5) タイヤネットチェーン（上記タイヤサイズ） | 各1式 |
| (6) 訓練旗（アルミ製又はステンレス製のポール含む。） | 各1式 |

4 外装部

- (1) 塗装、文字及びボディライン
 - ア 車体の塗装色は、メーカー標準塗装の白色とする。
 - イ 車両両側面及び前後部の指定する位置に本消防組合が指定するデザインのステッカーを貼付すること。（別途指示）なお、反射材は再帰性に富んだ反射材を使用すること。
- (2) フロントグリル中央部付近に、消防章（樹脂製「メッキ」150mm）を装着し、フロントメーカーエンブレムは取り外すこと。
- (3) 車両両側面にウインカー連動で点滅するランプを取り付けること。

- (4) 左フロントドア後方上部に旗を固定でき、かつ、排水が可能なポールスリーブを取り付けること。
- (5) 窓
- ア 左スライドドアに開閉式の窓を設けること。
- イ 患者室の各窓ガラスは、プライバシーガラスにガラスくもりフィルム又は同等以上のものとする。
- (6) 隊員や傷病者等が乗降するためのリアステップを取り付けること。ただし、ステップ上面が地上高 400mm を超える場合は、補助ステップ等を設けること。
- (7) 塗装等保護のため、フロントドア、左スライドドア各ステップ、リアステップにはアルミ縞板及び滑り止めテープを貼付し、各ステップ立ち面及びリアバンパーにはアルミ縞板製又はステンレス製のプロテクターを取り付けること。(同等以上の強度を有する素材の使用を可とする。)
- また、ストレッチャーの搬出入時等に接触の可能性がある箇所についても、必要に応じて同等以上の強度を有する素材により、塗装保護の措置を講じること。
- (8) 本消防組合名・組合章・車番等の記入
- ア 記入文字は丸ゴシック体・ステッカー式とする。

記入文字	色	貼付位置	文字の大きさ(mm)縦×横×(全長)
車両番号 車両「5」	青	ボンネット右上部	240×190
		左右フロントドア 前方下部	240×190
		バックドア右下部	260×200

※記入文字の大きさは参考とし、本消防組合と協議の上決定する。

- イ 消防組合章(支給品ステッカー)を左右フロントドア中央部に貼付すること。
- ウ 別途、左右フロントドア前方下部、ボンネット右上部、バックドア右下部用を青色にて「6」、「10」、「11」、「12」、「13」を各1枚、製作しておくこと。

5 内装部

- (1) 助手席から患者室が視認できるミラーを設置すること。
- (2) 運転席側と患者室は自由に往来可能な構造で、隔壁扉により運転席側への飛沫防止措置が取られていること。
- (3) 患者室の床材は、腐食に強く、清掃が容易な材質とすること。床材の端部は、水洗い等による浸食を受けない構造とすること。
- (4) 内張りの必要箇所に、電気配線等の点検口を設けること。

- (5) 患者室横向きサイドシート上部（サイドウィンドウガラス部）にヘッドパッドを取り付けるなど、頭部・背部等を保護できる構造とすること。
- (6) 防振架台
- ア 患者室後部中央付近に設け、メインストレッチャーの搬出入が容易なものとする。
 - イ メインストレッチャーを確実に固定し、かつ、容易に解除できる装置を設けること。
 - ウ 架台は、走行時の振動を十分吸収できる防振装置（磁気ダンパーによるスイング式又はエアーコンプレッサーによる空気バネ式又は免振ゴム式）を設け、左右にスライドできるものであること。
なお、免振ゴム式装置の場合は、減衰機構（ショックアブソーバー、モーションコントロールビーム等）により車両本体の振動を十分に軽減する構造であること。
 - エ メインストレッチャーの搬出入時、内壁と緩衝する場所に緩衝材を取り付けること。
 - オ メインストレッチャーの搬出入時において、ストレッチャーの落下の防止及びストレッチャーのキャスターが安全に展開できる装置等を設けること。
- (7) 資機材収納庫
- ア 資機材収納庫等の構造は堅牢で、かつ、走行中の振動による異音の発生が極力少ないものとする。
 - イ 外面及び内面には危害を生じ又は収容物に損害を与える恐れのある突起等が少なくないこと。
 - ウ 各扉及び引出しには、走行中の振動又は収容物の移動により開放しない固定装置を設け、その内引出し1箇所以上に施錠装置を取り付けること。
 - エ 内面には、必要に応じて積載品の緩衝材を設けること。
 - オ 運転席後部に可動式の収納棚を設けること。なお、扉内側にネットシェルフを取り付けること。
 - カ 助手席後部に収納庫を設置し、ベスト等を収納できるようハンガーポールを設けること。上部面にはステンレス製のトレイを設け、上部に収納庫を設けること。なお、助手席後部に収納庫を設置できない場合は本消防組合と協議の上、同等収納庫を車内に設置すること。
 - キ 患者室右側ルーフサイド前後又はサイドラックに収納庫を設け、アシストグリップを設けること。
 - ク 上記ルーフサイド又はサイドラック収納庫下部にアクリル製引き違い扉付収納庫（2段脱着式棚）を設けること。
 - ケ 患者室左側ルーフサイド前後又はオーバーヘッド部に収納庫を設けること。

- コ アクリル製の扉には、開閉等の衝撃により破損しない措置を施すこと。
- サ ルーフサイド収納庫には全て扉を取り付け、収納庫の形状により可動式の仕切り板又は棚を設けること。
- シ 酸素マスク収納棚に変えてルーフサイド又はサイドラックに収納庫を設けること。(別途指示)
- ス 患者室右側に収納棚及びティッシュホルダーを設けること。(別途指示)
- セ 患者室天井部にルーフネットを3箇所設けること。(別途指示)
- (8) 患者室内に予備酸素ボンベ固定装置を設けること。
- (9) 酸素配管は、主として内装板等の内側に施工し、車内に露出しない構造とするが、内装板・外装板の区別のない箇所についてはこれを除く。
- (10) 酸素収納庫の蓋上部を酸素ボンベバルブが容易に開閉できるようカッティングしておくこと。
- (11) 輸液ポンプの固定用ポールを設けること。
- (12) 患者室天井部に1箇所2本用の輸液ビンホルダーを設けること。
- (13) 患者室右側の積載装備品等に飛沫混入を防止するカーテン状の透明シートを設けること。(詳細については別途指示)
- (14) 収容物を表示するネームプレートを取り付けること。
- (15) 運転席付近及び患者室に、縦置き地図入れ又は書類入れを4箇所設けること。設置位置については本消防組合と協議すること。
- (16) 患者室内に汚物入れを設けること。
- (17) 患者室内にスクープストレッチャー(固定用の止め金具には、ガタつきを防止する当てゴム等を取り付けること。)を取り付けるとともに、ハイテクバックボードが収納及び固定できるものを備えること。(別途指示)
- (18) 患者室内に2口コンセントを4箇所以上設けること。(別途指示)
- (19) 前記各種コンセントには、それぞれ銘板を設けること。
- (20) 温冷蔵庫、医療機器等が設置できる場所にDC12V出力コネクタを取り付けること。なお、AC-DC変換コネクタにて対応できる場合はこの限りではない。
- (21) コートフック(C型・バネ式)を取り付けること。
(ルーフサイドに5個、メディカルシート背もたれ部3個、隊員席側部1個)
- (22) 患者室前向きシートは、ハイバック式とすること。
- (23) バックドア開口部に大型アシストグリップ又は手摺棒を取り付けること。
- (24) 患者室にクーラーボックスを取り付けること。
※SHIMANO フィッシングクーラーフリーガライト200 トレー(20L用)付き
- (25) 凍結時間に優れた保冷剤を必要数備えること。(ロゴス製×6個)
- (26) レスキューセットを取り付けること。ただし、取り付けるスペースを確保できない場合は本消防組合と別途協議の上、積載すること。
※バール、万能斧、シートベルトカッター、ガラスカッター、クリッパー

6 電装関係

- (1) 電子サイレン（参考型式：大阪サイレン製 O P S - D 151 ウー音付き）をフロントパネル付近に取り付け、手元で操作できるよう同仕様のマイクを取り付けること。（スピーカーは 50W とする。）さらに、ウー音切換えスイッチ及び右・左折 ON/OFF スイッチを運転席及び助手席から容易に操作できる位置に設けること。マイクの仕様等詳細については別途協議する。
広報音声は標準仕様に加えて、熱中症注意喚起及び協力感謝を追加すること。（詳細は別途指示）
- (2) 運転席にフレキシブルマイクロホンを設けること。なお、スイッチはフロントパネル又はダッシュボード上に設置する等、運転中に操作しやすい位置に設けること。
- (3) 大型散光式赤色警光灯
ア 設置位置は屋根上前部及び両側後部とする。
イ 散光方式は L E D 式とする。
- (4) 赤色点滅灯（L E D 式）をフロントバンパー前面左右、フロントバンパー側面左右、バックドア側部左右にそれぞれ取り付け、電源は赤色警告灯と連動させること。なお、バックドア側部左右についてはバックドア開放時に点滅するものとする。
- (5) 停止表示灯（L E D 式）をバックドア底部に取り付けること。バックドア開放時に後方から視認できるもので、電源は赤色警告灯と連動させ、開放時に点滅するものとし、設置個数は 2 とする。
- (6) 安全対策の強化を目的として、運転席扉、助手席扉及びスライドドアについては、ドア開放時に車両側面から容易に視認できる位置に、赤色灯又は赤色灯に準じた注意喚起効果を有する反射材（反射ステッカー等）を設置すること。なお、設置方法、形状及び数量については、実用上十分な注意喚起効果を有するものとする。
- (7) 作業灯（L E D 式）を車両両側面の前後に取り付けること。なお、運転席及び助手席から容易に操作できる位置にスイッチを設けること。（参考型式：大阪サイレン製 L I A - 200）
- (8) フレキシブルマップランプ（L E D 式）を助手席に設けること。
- (9) 患者室内灯を患者室内に設け、調光器付き L E D 式並びにスポットライト等を併用し、適切な光度を有すること。
- (10) 患者室内換気扇
ア 患者室後方に電動型換気扇を設けること。
イ 室内側の換気扇周辺は、可能な限り突出部を少なくすること。
ウ フィルターを設ける。（併せて予備フィルターを各 10 枚備えること。）
- (11) 患者室電装品のスイッチパネルは 1 箇所に集中させ、患者室内灯スイッチは隊員席から容易に操作できる位置に設けること。
- (12) 特装関係ヒューズボックスは 1 箇所に集中させ、点検等が容易に行える

位置に設けること。

- (13) オルタネーターは、12V-130A以上とすること。
- (14) 路肩灯（LED式）を左右に取り付けること。（解除スイッチ含む。）
- (15) バックブザー（音声合成・解除スイッチ含む。）
- (16) 純正フォグランプ
- (17) 100Vインバーター
- (18) 視認できる位置に電流計及び電圧計を設置すること。

7 無線関係

（本消防組合、無線メーカー、受注者等により別途協議するもの。）

- (1) 無線機、共用器、AVM（支給品）
無線機、AVMの取付け位置はフロントパネル付近とすること。
- (2) アンテナ（支給品）
 - ア ダイバーシティ用アンテナを取り付けるため、点検口を設けること。
 - イ 取付けは天井又は側面上部とし、防水に十分留意すること。
- (3) アンテナケーブル（支給品）
 - ア 受注者にて敷設する場合は、これと同等品以上を使用すること。
 - イ 引込みは天井内張り内とし、室内無線機の取付け位置までとすること。
- (4) 患者室送受話器用配線等（支給品）
患者室内左クォーターウィンドウ前部に無線機の送受話器を取り付けるため、運転席内の無線取付け位置より送受話器付近まで配線すること。
- (5) 電源コード（メインS/Wの先から）
室内の無線機の取付け位置付近まで配線を行い、無線機の取付け及び点検が容易に行え、救急資機材（ME機器等）が電波障害を起こさないようにフロントドア、バックドア等の金属部分で溶接によらずに接続された箇所にアースボンディング等の工事を施すこと。
- (6) 無線用スピーカー（ON/OFF スイッチ付き）を患者室内に取り付けること。
（取付け位置は別途協議）

8 取付品及び附属品

- (1) 次に掲げる資機材を備え、必要に応じて固定金具等を設けること。
 - ア メインストレッチャー 各1式
メインストレッチャーは次のいずれかを備えること。
 - (ア) ファーノワシントン社製 エクスチェンジャーストレッチャー
トランスポーター モデル 4080-S/4155（抗菌マットに変更）
サイドアームプレート サイドアームキャスティング（左右マット付）
ストレッチャートレイ（エクスチェンジ用）
ガードル架キット（IVポール）
 - (イ) 松永製作所社製 GT-06M（ガードル棒・枕付）

	アンダーネット	
	抗菌マット	
	サイドパネル改造（両側）	
	サイドアーム水平位置固定機能（両側）	
	ステンレストレイ	
イ	スクープストレッチャー （ファーノワシントン社製 モデル 65E X L ピン付き）	各 1 式
ウ	ベンチサポートアーム（患者監視装置架台脇）	各 1 式
エ	加湿流量計（三方チーズ・配管ホース・減圧弁 2 個含む。） （オキシパック OX-Ⅲ S：ヨークバルブ式）	各 1 式
(2) 次に掲げる医療機器の固定金具等を備えること。なお、医療機器は高度救命処置用資機材納入業者が納入し、その業者が備え付けるものとする。		
ア	人工呼吸器 （コーケンメディカル製 ANSWER）	各 1 式
イ	患者監視装置 （日本光電製 ベッドサイドモニター BSM-3562）	各 1 式
ウ	半自動体外式除細動器 （日本光電製 TEC-2603：記録器付き）	各 1 式
エ	携帯用電動吸引器 （WEINMANN製 アキュバックプロ）	各 1 式
オ	オゾン発生器 （タムラテコ製 BT-03 S）	各 1 式